

全道一斉すずらん無料法律相談会のお知らせ

～弁護士による無料の法律相談会を実施します～

と き 平成 23 年 10 月 14 日(金)
午後 1 時から午後 4 時
ところ 保健福祉センターみなくる 相談室
相談料 無 料
その他 相談は予約制となっています。
予約開始日 平成 23 年 10 月 3 日(月)から
予約・問い合わせ先 総務課総務係 ☎ 52 2112

10 月 1 日は「法の日」です

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、法を身近に感じていただくために、10 月 1 日からの 1 週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、裁判員制度に関するものを始め、法や裁判手続に関する説明会や見学会等の催しを行います。

各地の催しは『裁判所ウェブサイト』

<http://www.courts.go.jp/> で紹介しています。

裁判員制度の最新情報や広報用映画・裁判員経験者へのインタビューなどは『裁判員制度ウェブサイト』
<http://www.saibanin.courts.go.jp/> で掲載していますので、是非ご覧ください。

ふらの沿線スポーツフェスタ ノルディックウォーキング大会開催

と き 10月2日(日) 少雨決行
受 付 9時00分 開会式 9時15分
と ころ 占冠村字中央(市街地)～字占冠
集合場所 占冠村役場
参加対象 富良野沿線に居住する小学生以上の方で、
8 km程度の歩行に耐えうる体力をお持ちの方。(小学生は保護者同伴)
参 加 料 無 料
参加申込 9 月 27 日(火)までに住所・氏名・性別・年齢・連絡先電話番号を教育委員会生涯学習係へ申し込み願います。

そ の 他

ノルディックウォーキング用のポールを持参ください。なお、一部舗装された道を歩きますので、ポール先にゴムキャップを装着してください。(お持ちでない方は、占冠村教育委員会までご相談ください)
ウォーキングに適した靴を履いてご参加ください。飲み水(最低 1ℓ 以上)、着替え、雨具などをご持参ください。

問い合わせ先

教育委員会生涯学習係 ☎ 52 2145

スズメバチに注意しましょう！

北海道では、スズメバチに刺される被害は 8 月から 9 月にかけて集中して起こりますが、今年の本町においても 7 月下旬からスズメバチが大量発生し、蜂の巣駆除の問い合わせが例年より多く寄せられていますので、注意していただきたいことをまとめてみました。

蜂に刺されないための防止策として

蜂に刺されないためには、まず、巣を見つけたら絶対に近づかないことです。巣が見当たらなくても、スズメバチを頻繁に見かけるような場所は、近くに巣がある可能性が高いので、近づかないようにしましょう。

スズメバチの巣があることに気付かずに、近くで大声を出したり、強い振動を与えると、巣の中にいた蜂が刺激を受けて襲ってきます。もし、野外活動中に蜂に遭遇したときは、頭(黒色)を隠し姿勢を低くして、ゆっくりとその場を離れてください。蜂の攻撃を受けたときは、手やタオルなどで払うのは危険です。黒色に反応して攻撃するため、野山に出かけるときは白などの明るい服装のほうが安全度は高く、ヒラヒラするもの、香水、ヘアスプレーなどは蜂を刺激する原因となるので控えてください。

蜂に刺されたときの対処策として

蜂に刺されると、患部が痛み、腫れてしまいます。ところが、人によっては吐き気がしたり発疹が出たりすることがあります。また、息苦しくなったり、時には生命さへ危険な状態になる場合もあります。過去に蜂に刺されて蜂毒に対する抗体を持っている人が、二度・三度と刺されると過敏な反応が起こり、上記のような症状を引き起こしてしまうので、このような場合は早急に医師の手当を受ける必要があります。

刺傷後の対応としては、毒液による痛み・腫れ・患部の炎症・かゆみ・体温の上昇などが、刺傷後 10～15 分後に発現しますので、できるだけ速やかに毒液を吸い出してください。

治療としては、腫れや痛みには冷湿布で患部を冷やし、速やかに病院で手当を受けてください。

蜂の巣駆除の問い合わせ

駆除を依頼するときは、役場建設課環境衛生係(☎ 52 2179)または南富良野町高齢者事業団(☎ 52 2737)へお問い合わせください。有料にて駆除します。

